

会議結果報告書

会議名称	第3回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成19年10月14日(日) 17:00~19:30 S T V北2条ビル6階1~3号会議室
出席委員	12人出席
次回開催	平成19年10月29日(月) 18:30~ S T V北2条ビル6階A、B会議室

議題	概要等
1. 吉田教授の講義	<p>オンブズマン制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政監視型の一般オンブズマン制度と、子ども、女性、外国人など権利侵害を訴えにくい人が対象となる個別オンブズマン制度とがある。 ・オンブズマン制度の特徴として、行政から一定の距離を置いた、独立、公平、中立性が挙げられるほか、裁判のように白黒つけるということではない、非権力的な解決を目指すという点が挙げられる。 ・その中でも、子ども権利擁護(オンブズパーソン)制度の特徴として、個別救済機能と行政改善機能を併せ持った制度であるという点などが挙げられる。 <p>子どもの権利侵害の特徴について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者の側では権利侵害の無自覚が、被害者の側では権利侵害がされているということを意識しにくいことが挙げられるほか、子どもの表現能力の問題などから、被害が表面化しにくいことなどが挙げられる ・親と子ども、先生と子どもなどの依存関係から生じる権利侵害については、被害を訴えにくいという課題がある。また、自分が訴えることで、家庭、学校など全体の利益が損なわれることから我慢をしてしまうという、利益の対立関係の問題なども挙げられる。 <p>子どもの権利救済制度の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の相談窓口では、一般に、子どもからの相談が少ない、相談後のフォローが十分ではない、子どもの立場に立ちきっていない、強制的権限が乏しいなどの実情や問題点がある。 ・子どもの独自性に着目すると、単に今の権利侵害状況を解決するだけではなく、子どもが自力で次の段階にステップを踏めるよう支援する必要がある。また、子ども同士の権利侵害の場合、子どもの権利の相互尊重という点から、加害者、被害者の両方をサポートすることが大事である。 ・自治体に設置するメリットとして、教育、福祉等の縦割りではなく、総合的な対応を図ることができる点が挙げられるほか、政令市に設置するメリットとして、教育委員会の権限、虐待など要保護児童に対する権限があることが挙げられる。 <p>子どもの権利救済機関制度のポイントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政から独立するというスタンスを示すことが必要である。また、改善の勧告、意見表明などの公的な権威を背景とした調整機能が重要である。 ・子どもの問題は、ひとつの部署だけでは対応が困難であるので、関係機関との連携、統合的な対応という点が独自性として挙げられる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・条例設置が不可欠である。要綱設置では予算規模が縮小される可能性があるほか、勧告や意見表明などの権限を持たせるのなら、条例を根拠にするほかない。また、市民意思の上に成り立つ制度を設けるとなると、条例で定めることに意義がある。 ・運用上のポイントとしては、子どもの意向を尊重すること、二次被害の防止が挙げられるほか、子ども自身がどうしたらいいのか考えることができるようにサポートをすること、子どもにとって使いやすい制度とすることなどが挙げられる。 ・相手方への調査は不可欠であるが、学校や施設などの関係者との信頼関係が非常に大事である。例えば埼玉県制度では、学校調査の際に、県の教育委員会に連絡し、県教委から市教委へ、そして、市教委から学校長へ連絡し、調査に対する承諾が得られたところで調査に入るようにしている。 ・救済制度の機能としては、親でもなく先生でもない、第三の大人であるオンブズに自分の気持ちを聞いてもらい、その気持ちを相手に伝えるという「代弁機能」がとても大事である。そのほか、救済制度の機能として、「調整機能」、「エンパワメント機能」、「制度改善機能」などが挙げられる。 <p style="text-align: center;">埼玉県子どもの権利擁護委員会制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県の制度は、3人の擁護委員、3人の調査員、電話相談員という三層構造になっている。このうち、擁護委員と調査員の職種としては、様々なケースに対応すべく、多様な職種が加わるようにしている。
<p>2. 吉田教授に対する主な質疑応答</p>	<p style="text-align: center;">自己発意調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(質問) 自己発意調査は、実際にどの程度利用されているか。 ・(回答) 在任中は1件であった。自己発意に関しては、申立てがされない場合でも客観的にオンブズがかかわるべきケースであるとき、匿名の申立てであるときなどに利用されることを想定して制度設計を行った。 <p style="text-align: center;">調整機能について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(質問) 調整機能が大切という点について、検討段階から出たものか実践の中で出たものか、教えてほしい。 ・(回答) 制度設計時点では、独立性、中立性、行政監視性という点を重視したが、実際の運用上、加害者や制度を責めることで問題解決はできず、調整機能が重要であることが分かった。 <p style="text-align: center;">学校との信頼関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(質問) 教育委員会、学校等からの信頼を受けながら対応するという話であったが、どのようなやり取りなのか。 ・(回答) 事前の申し合わせで、学校関係のケースは必ず県教委を通すということにしている。このようなルールを定めて運用しているため、今のところ、学校調査の際は、各校長、先生に実際にお会いできている。 <p style="text-align: center;">子どもの話を聞く際の工夫について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(質問) 子どもの話を聞くのは難しいが、どのような工夫をしているか。 ・(回答) 子どもの本心を聞きたいため、大人には席を外してもらい、基本的に子どもだけから話を聞いている。場所的な問題としては、子どもの負担にならないよう、こちらから出向いて話を聞くなどの工夫をしている。 <p style="text-align: center;">運用上の課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(質問) 運用上、救済の申立てがなくても調査に入る場合があるかと思うが、施設等から抵抗があることはないか。

	<p>・(回答)調整機能は条例に基づいた機能であり、問題はない。仮に、協力していただけないことがある場合は、条例に基づく最終手段として自己発意、公表等の権限の行使が想定される。</p>
<p>3．救済制度に関する検討</p>	<p>既存の相談機関等の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談では、子どもの話、気持ちを受けとめ、話したいことを話せるような対応をしているが、匿名ということもあり、解決できない場合もある。フリーダイヤル化にしてから、多くの電話がかかっている。 ・子どもは、身近なところに相談するものであり、相談機関に直接相談することは、ハードルが高いと考えられる。 ・電話相談から他の相談機関に連絡しても、直接、解決に結びつくような機関は少ないのではないかと。また、公的な電話相談は、17時で終了するところが多いという時間的な課題もある。 ・相談機関の場合、今まで自分との関係性がない大人に対し相談を行うことになるので、今、自分がどういう状況に置かれているかなど、説明をするのが難しいのではないかと。 ・制度設計とは別に、子どもへの広報が非常に大事である。 ・電話相談から、継続相談や面接につなげるには、専門家の育成などの課題もある。 <p>新しい救済制度に求められる機能等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士は対立型と受けとめられやすい。吉田先生の講義にあるような調整型の対応が求められるのではないかと。 ・各相談機関は、目的や役割に限界がある。様々ある札幌の相談窓口を連携させていく機能が必要ではないかと。 ・既存の相談機関についても、お互いにもっと情報交換を行い、横のつながりを強めていく必要がある。 ・既存の相談窓口では調整の必要性が高くない事案もあるかと思うが、今までどのような状況で対応し、どのような部分が足りないかということを見直すことも大切である。 ・大人の相談の場合、自らふさわしい相談窓口を選択できるが、子どもの場合、子ども自身が的確に相談窓口を選択することは難しい。新しい制度では、「何かあったらここに相談する」という認知された制度になれば良いのではないかと。 <p>今後の救済制度に関する検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の講義、意見交換を通して、札幌でも子どもの権利侵害からの救済制度が必要であるという共通認識が得られたので、今後、制度の具体的な機能や権限、子どもに親しまれる制度とするための工夫などを考えていきたい。
<p>4．閉会</p>	<p>次回の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回検討会議の日程について確認。 日時：平成19年10月29日(月)18時30分～ 場所：STV北2条ビルA、B会議室 ・第4回検討会議では、第2回会議で積み残しとなっていた当初の条例案に対する検討を行うことを確認。